



## 資格猶予申請の要領

海外留学、産後休暇などで国内学会活動参加が制限された状態が、6ヶ月以上継続した認定士は、資格の猶予を申請することができます。その他の理由がある場合はあらかじめ事務局にお問い合わせください。

必要な書類は以下の通りです。

- (1) 資格猶予申請書
- (2) 関連証明書類（海外留学証明書、産後休暇証明書、傷病証明書などで期間を明記）
- (3) 返信用封筒（切手、宛名、住所を記載）

## 申請方法

必要書類を学会事務局に、資格更新申請期間内に送付してください。

送付された書類を認定委員会で審査し、結果を返信用封筒で申請者に通知します。猶予の期間は1年から最長で3年です。

申請者は結果に記載された必要な費用を支払います。

認定委員会は納付を確認後、資格猶予証明書を申請者に送付します。

認定資格の猶予の費用は、1年につき5000円です。

資格更新は猶予期間の最終年度で行うことができます。このとき資格猶予証明書のコピーの提出を要しますので大切に保管してください。